

【国保】

I-105 口腔内装置調整

《令和 6 年 3 月 7 日新規》

《令和 7 年 3 月 6 日更新》

○ 取扱い

原則として、「顎関節症」の病名のみで「I 0 1 7－2 口腔内装置調整・修理 1 口腔内装置調整 ハ 口腔内装置調整 3」の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

顎関節症の治療において装着した顎関節治療用装置を調整することにより、疼痛の軽減や開口障害の改善等を図ることが臨床上あり得るものと考えられる。